

## 報告第9号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和7年2月20日	85,800円	足立区綾瀬一丁目16番10号 グランシテ イユーロテ ラス管理組 合 理事長	令和6年11月5日午前7時から午前8時頃、足立区綾瀬一丁目16番先において、区が管理する伊藤谷公園の樹木の根が、隣接するマンションの汚水排水管の内部に侵入したことにより、排水管を詰まらせる損害を与えた。
2	令和7年2月20日	58,963円	足立区足立 在住者	令和6年10月10日、区立中学校の体育の授業でマット運動を行った際、運動を行う生徒間の距離を十分に確保していなかったため、バ

			<p>ランスを崩した隣の生徒と接触し転倒した生徒が顔から倒れ、当該生徒に前歯1本を欠損する傷害を与えた。</p> <p>令和6年12月に歯科治療費を損害賠償として内払い（198,500円）し、今般、当該傷害に係る慰謝料について同じく損害賠償として支払うもの</p>
--	--	--	--